

○勝山市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
勝山市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助【個人負担】1万円	営繕課 0779-88-8128
勝山市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修)一般住宅:上限175万円(工事費の100%以内) 伝統的な古民家:上限237.5万円(工事費の100%以内) (部分改修)上限175万円(工事費の100%以内)	
勝山市定住化促進事業(新築・中古取得)	補助	定住促進を図ることを目的として、新築住宅の取得、空き家の取得及び改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (新築住宅取得)親族以外の敷地を購入又は賃借した場合:100万円 上記以外:50万円 (中古住宅取得)空き家購入:購入費用の1/10、上限50万円 リフォーム:リフォーム費用の1/10、上限50万円加算 (子育て世帯または県外からの転入者が空き家バンク登録住宅を購入・リフォームした場合、上記1/10を2/10とし、上限額50万円を100万円とする。)	
勝山市定住化促進事業(多世帯同居リフォーム)	補助	多世帯同居の推進を図ることを目的として、多世帯同居を開始する者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 工事費用の1/10(上限90万円)	
勝山市定住化促進事業(中古住宅の賃貸用リフォーム)	補助	空き家の所有者等に対し、空き家を地域の資源として活用促進を図ることを目的として、空き家の所有者等に対し賃貸を目的として行う改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 工事費用の1/10(上限90万円)	
勝山市克雪住宅推進事業	補助	A. 自己の居住する一戸建住宅に設置する屋根融雪設備に対し、設置費用の一部を補助 【補助金額】 設置費用の1/6(上限額30万円) B. 構造強度を高めて屋根雪を堆積させたまとする耐雪型住宅の新築に対し、新築費用の一部を補助 【補助金額】 一律50万円 C. 住宅の屋根等に命綱固定アンカー等を設置する工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 設置費用の4/5以内(上限24万円)	建設課 0779-88-8107
勝山市吹付けアスベスト調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費)	
勝山市老朽危険空き家解体事業	補助	老朽危険空き家等の解体工事に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり(特殊要件により加算あり) ・老朽空き家の解体工事 50万円 ・準老朽空き家の解体工事 30万円	
勝山市歴史的まちなみ景観創出事業	補助	・推進地区(本町通りと平泉寺町平泉寺) ふくいの伝統的民家等の新築・改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたのについて外観工事費の一部を助成 ・上記の地区を除く市内全域 歴史的建造物の改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたのについて外観工事費の一部を助成	健康体育課 0779-87-0888
住まい環境整備支援事業	補助	在宅の要介護者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。工事着工前に事前申請が必要。市が実施する他の事業の補助を受けた箇所は対象外。 【対象者】 (1)要介護3以上の判定を受けた者 (2)要介護1又は2と判定された者で次のいずれかの要件を満たす者 ア 車いすを利用する者 イ 1級又は2級の上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がB又はCに該当する者 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者 【補助金額】 80万円を限度として、工事費の7割から9割を補助	
居宅介護(予防)住宅改修事業	保険給付	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けなど一定種類の小規模な住宅改修を行った場合、費用の一部を支給。工事着工前に事前申請が必要 【補助金額】 20万円を限度として、対象経費の7割から9割を支給	

(次頁へ続く)

○勝山市(続き)

<p>勝山市重度身体障害者 住宅改造費助成事業</p>	<p>補助</p>	<p>市内で在宅の重度の身体障害者が、その住宅を改造をする場合に、改造費の一部を助成 【対象者】 障害等級が1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者又は肢体不自由者 【補助金額】 対象経費の8割(上限額60万円 ※視覚障害者は80万円) ※ 介護(予防)給付・住まい環境整備支援事業・重度障害者日常生活用具給付等事業(住宅改修)の給付を受けられる場合、そちらが優先。</p>	<p>福祉課 0779-87-0777</p>
<p>勝山市重度障害者日常生活用具給付等事業 (居宅生活動作補助用具)</p>	<p>補助</p>	<p>市内で在宅の障害者等に対し、対象者の移動を円滑にする用具を設置するために小規模な住宅改修を行う場合に、費用の一部を助成 【対象者】 1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有し、身体障害者手帳の等級が3級以上の者(※特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害2級以上) 2 難病患者等であつて、下肢又は体幹機能障害がある者(難病患者等の場合には、医師の診断書が必要) 【補助金額】 最大20万円(※所得税課税世帯は、原則1割負担)</p>	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。